

平成28年度「東京都シルバーパス」

満70歳以上の都民の方には、お申込みにより都内民営バス、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、都電が利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。

パスの有効期間は発行日から平成28年9月30日までです。

(東京都シルバーパスはいつでも申込み可能ですが、毎年10月1日から翌年9月30日までの有効期間です。継続購入の方は毎年9月中に一斉更新します。)

対 象 都内に住民登録されている満70歳以上の方(寝たきりの方を除く)。

申 込 最寄りのバス営業所・都営地下鉄定期券発売所等のパス発行窓口へ。
誕生月の初日(1日が誕生日の方は前月の初日)から申し込めます。

対 象 者		費 用
①	28年度の住民税が「課税」の方で、③以外の方	10,255円 (4～9月新規発行分)
②	28年度の住民税が「非課税」の方	1,000円
③	28年度の住民税が「課税」であるが、27年(1月～12月)の合計所得金額が125万円以下の方	

● 必要書類

■ 全員

本人確認書類(保険証・運転免許証等の住所・氏名・生年月日が確認できるもの)

■ ②③の方

次のいずれか1つを提示

ア「介護保険料納入(決定)通知書」(本決定)

4月頃に送付される仮決定通知書は使用不可。

6月以降に送付される本決定通知書を持参のこと。

イ「住民税(非)課税証明書」(原則有料)

平成28年1月1日に居住していた区市町村の証明書発行窓口で発行。

ウ「生活保護受給証明書」

生活扶助を表す記載があり、平成28年4月1日以降に福祉事務所が発行したものに限る。

【介護保険料納入(決定)通知書】(本決定)

- 所得段階区分欄に「1」「2」「3」「4」「5」「6」のいずれかの記載があるもの。
(品川・目黒・世田谷・武蔵野・福生・あきる野は「7」まで、八丈は「9」まで)
- 又は合計所得金額記載欄に125万円以下の記載があるもの。
- 「7」段階(品川・世田谷は「8」まで)の方でも合計所得金額が125万円以下の可能性がある区市町村があります。合計所得金額欄において125万円以下であることを確認するか、合計所得金額の記載がない下記の区市町村については課税証明書でご確認ください。
(文京・品川・足立・江戸川・三鷹・稲城・西東京・瑞穂・檜原・島しょ(八丈を除く))

※1 アは再発行はできませんので紛失した場合は、住民税(非)課税証明書をお取りください。

※2 イは、区市町村の証明書発行窓口で発行しています(原則有料)。申請には、手数料・本人確認書類・印鑑等が必要です。代理人が申請する場合は委任状、代理人の本人確認書類・印鑑等が必要です。

※3 ア、イは、平成28年度の書類が必要ですが、住民税等の賦課決定が行われるまでの期間(4～6月頃)は、平成27年度の書類で代用できます。

■ お問い合わせ ■

一般社団法人 東京バス協会・シルバーパス専用電話 ☎ 03-5308-6950

*東京都シルバーパスは(一社)東京バス協会で実施しています。お住まいの区市町村では発行しておりませんので区市町村へのお問合せはご遠慮ください。

●井の頭線・池ノ上駅から徒歩10分
 ●△池谷駅売店
 ※51 若林万通所行
 ※52 世田谷区民会館行
 ※54 経堂駅行

[「池谷」下車]

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

地下1階
 B14から 丸の内線連絡通路
 B18から
 B17から